

城陽市 子どもの移動経路・通学路等の 交通安全プログラム

～子どもの移動経路・通学路等の安全確保
に関する取り組み方針～

令和3年8月

城 陽 市

1. プログラムの背景・目的

平成24年以降、全国で登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したことから、各小学校等の通学路における必要な対策内容等について、関係機関と協議・点検を実施し、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うための「城陽市通学路交通安全プログラム」を平成28年12月に策定し、安全対策を実施してきました。

また、令和元年に発生した未就学児の交通事故を受け、施設所管機関で同年5月から保育園等の散歩コース（未就学児が日常的に集団で移動する経路）で危険箇所を抽出し、警察・道路管理者が合同点検の上、必要な対策を実施してきたところです。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、地域の未就学児及び児童生徒が安全に移動及び通学できるように更なる子どもの移動経路及び通学路等の安全確保を図ります。

2. 城陽市子どもの移動経路・通学路等安全推進会議の開催

子どもの移動経路及び通学路の安全確保に向けた取り組みを進めるために、「城陽市子どもの移動経路・通学路等安全推進会議」（以下、「推進会議」という。）を開催します。推進会議の中では各関係機関との連携を図りながら対策箇所や内容について検討し、子どもの移動経路及び通学路等の安全確保に向けた取り組みを進めていきます。

【推進会議の構成】

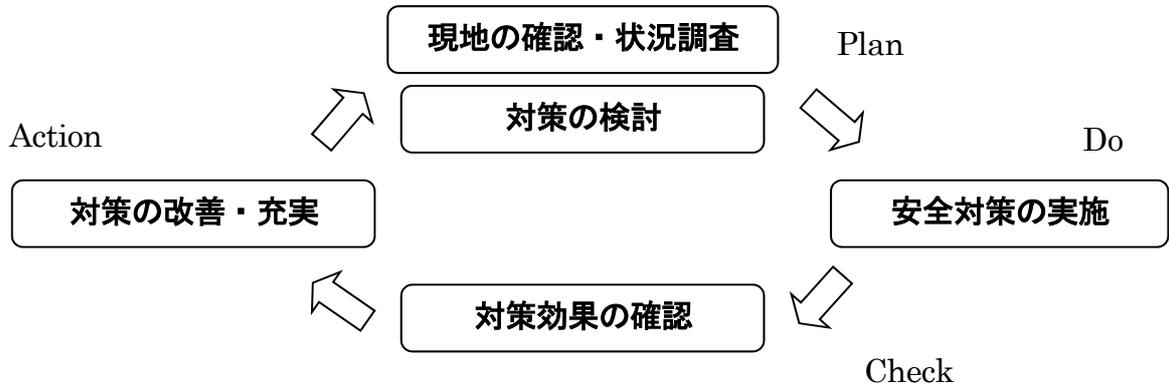
- | | |
|---------------------------|-------------|
| ・ 城陽市長 | ・ 城陽市都市整備部長 |
| ・ 城陽市副市長 | ・ 城陽市校長会 |
| ・ 国土交通省近畿地方整備局
京都国道事務所 | ・ 城陽市教育長 |
| ・ 京都府山城北土木事務所 | ・ 城陽市教育部長 |
| ・ 京都府城陽警察署 | ・ 城陽市福祉保健部長 |
| ・ 城陽市 PTA 連絡協議会 | ・ 私立保育園長 |
| | ・ 公立保育園長 |

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に子どもの移動経路及び通学路等の安全確保のために、現地の確認・状況調査、対策の検討、安全対策の実施、対策効果の確認、対策の改善・充実までを一連のサイクル（PDCA）として、継続した取り組みを繰り返し実施し、安全性の向上を図っていきます。

[子どもの移動経路及び通学路等の安全確保のためのP D C Aサイクル]



【 取り組み年間スケジュール 】

関係機関	Plan				Do				Check				Action							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月				
学校・教育関係者 保育関係者	現地確認・通学路・ <u>園外活動経路</u> の状況調査等																			
	対策実施結果等の状況報告				調査結果とりまとめ・要望				要望に対する現地確認・対策検討											
	安全対策の実施												安全対策の実施							
	対策後の効果確認												対策後の効果確認							
	対策の改善・充実												対策の改善・充実							
交通管理者	学校・教育関係者・ <u>保育関係者</u> からの要望に対する現地確認・対策検討																			
	安全対策の実施												安全対策の実施							
	対策の改善・充実												対策の改善・充実							
道路管理者	学校・教育関係者・ <u>保育関係者</u> からの要望に対する現地確認・対策検討																			
	安全対策の実施												安全対策の実施							
	対策の改善・充実												対策の改善・充実							

城陽市子どもの移動経路・通学路等安全推進会議

(2) 現地確認・状況調査、対策の検討

学校・教育関係者及び保育施設関係者から出された要望等をもとに、各関係機関において現地確認・状況調査、対策の検討を行います。検討した対策内容については推進会議の中で確認します。

(3) 安全対策の実施

推進会議で確認した内容について、円滑に進むよう関係機関で連携し、重点となる必要箇所の安全対策を実施します。

(4) 対策効果の確認

安全対策を実施した箇所及び内容について、その実施効果を確認します。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も対策効果の確認結果を踏まえて更なる対策の改善・充実を図ります。

4. プログラムの公表

本プログラムは、関係者間で認識を共有し、子どもの移動経路及び通学路等の安全確保に関する取り組み方針として公表するものとします。